



# 愛媛県公害防止条例

## 施行規則の改正について

平成27年3月

愛媛県環境政策課



# 目次

## 愛媛県公害防止条例排水基準改正について

- (1) 条例施行規則改正の背景
- (2) 条例施行規則改正(案)の概要
- (3) 改正に伴う影響
- (4) まとめ



# 愛媛県公害防止条例

## 排水基準改正について



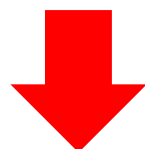
# 県条例規則改正の背景(その1)

- 水濁法特定施設とは別の「排水施設」を定義
- 当「排水施設」を設置する「特定事業場」から「公共用水域に排出される水」に規制
- カドミウムなど8項目(健康項目)、pHなど15項目(環境項目)に基準値を設定



# 県条例規則改正の背景(その2)

- 平成26年11月、法改正によりカドミウムの水濁法排水基準が改正
- 県公害防止条例排水基準とかい離が生じる



カドミウム排水基準を法と同様に改正

法基準値と条例基準にかい離のある  
項目すべてを法と同様に改正



# 県条例施行規則改正(案)の概要(その1)

項目(略称)	改正前基準	改正後基準
カドミウム	0.1mg/L	0.03mg/L
鉛	1mg/L	0.1mg/L
砒素	0.5mg/L	0.1mg/L
水銀	検出されないこと	0.005mg/L
弗素	15mg/L	8mg/L(海域以外) 15mg/L(海域)
亜鉛	5mg/L	2mg/L

→改正規則施行の日から適用



# 県条例施行規則改正(案)の概要(その2)

- 経過措置の設定

改正項目→既設事業場は6ヶ月の適用猶予

- 暫定排水基準の設定

- カドミウム及びその化合物
- 弗素及びその化合物
- 亜鉛含有量

当分の間  
業種により設定



# 県条例施行規則改正(案)の概要(その3)

## 暫定排水基準

カドミウム及びその化合物 一律基準0.03mg/L

(1)金属鋳業 0.08mg/L

(2)非鉄金属第1次製錬・精製業  
(亜鉛に係るものに限る) 0.09mg/L

(3)非鉄金属第2次製錬・精製業  
(亜鉛に係るものに限る) 0.09mg/L

(4)溶融めっき業  
(溶融亜鉛めっきを行うものに限る) 0.1mg/L





# 県条例施行規則改正(案)の概要(その4)

## 暫定排水基準

弗素及びその化合物 一律基準 8または15mg/L

(1)ほうろう鉄器製造業(海域以外に排水するもの。) 15mg/L

(2)うわ薬製造業

(ほうろううわ薬を製造し海域以外に排水するもの。) 15mg/L

(3)電気めっき業

(排水量が50m<sup>3</sup>/日以上、海域以外に排水するもの。) 15mg/L

(4)電気めっき業

(排水量が50m<sup>3</sup>/日未満であるもの。) 50mg/L



# 県条例施行規則改正(案)の概要(その5)

## 暫定排水基準

亜鉛含有量 一律基準2mg/L

(1)金属鋳業 5mg/L

(2)電気めっき業 5mg/L

➡ 事業場が異なる業種に属する場合、  
最大の基準値を適用



# 改正に伴う影響

- 条例のみ対象特定事業場

→影響あり

条例基準値＝法基準値より

排水口時点での基準値の引き下げ

- 条例及び法対象特定事業場

→影響なし

条例基準値＝法基準値

排水口時点ですでに改正後基準に適応



# まとめ

- 県公害防止条例施行規則を改正、  
排水基準を水濁法排水基準と同値
- 法排水基準と同様の暫定排水基準、  
6ヶ月の猶予期間を設定
- 平成27年4月1日施行予定

